〃	－2	〃	ＰＭＪ－51Ｃ～7200Ｃ
〃	－3	〃	ＰＭＪ－51Ｄ～7200Ｄ
〃	－4	〃	ＰＭＪ－51Ｅ～7200Ｅ
〃	－5	〃	ＰＭＪ－51Ｆ～7200Ｆ
〃	－6	〃	ＰＭＪ－51Ｇ～7200Ｇ

○中国地方整備局告示第１号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

第１　起業者の名称　広島県

第２　事業の種類　一般国道183号改築工事（三次拡幅・広島県三次市十日市中二丁目地内から同市十日市南一丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　広島県三次市十日市中二丁目、十日市東一丁目及び十日市南一丁目地内

２　使用の部分　広島県三次市十日市南一丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県三次市十日市中一丁目地内から同市十日市南一丁目地内までの延長916ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道183号改築工事（三次拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道183号（以下「本路線」という。）の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づいて広島県が事業を遂行している。また、本路線は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間が広島県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により、広島県が道路管理者となっており、起業者である広島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、広島市を起点とし、三次市等を経由して米子市に至る総延長196.8㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山陽と山陰を結ぶ交通の要衝に位置し、沿線にはＪＲ三次駅があり、鉄道路線と市内路線バスや高速バスが乗り入れているなど、広島県北地域における交通ネットワークの結節点となっている。

このため、現道は、山陽方面や山陰方面への物流や観光等による通過交通が集中するとともに、中心市街地を通過する都市内道路でもあるため、地域内交通も集中する自動車交通量の多い道路である。

しかしながら、現道は、２車線道路であり、延長916ｍの区間に６箇所の信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。また、一部で歩道が整備されていないなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成26年５月に起業者が行った交通量調査によると、現道の自動車交通量は、三次市十日市中二丁目地内（三次警察署入口交差点付近）で15,924台／日であり、混雑度は1.28となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の解消が図れるとともに、幅員４ｍの自転車歩行者道が整備されるなど、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質等の環境影響調査を実施しており、大気質、騒音及び振動については、既存文献等を基に検討した結果、環境基準等を満たすものと予測される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、動物について、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサの飛翔、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及び広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第３版）に要注意種として掲載されているイソシギ、ミナミヌマエビが確認されたが、ハヤブサについては営巣が確認されておらず、周辺には繁殖する環境もないことから、影響はないとされている。メダカ等については、本件区間周辺の河川での確認であり、工事による濁水流出に対する防止策を講じることから、影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財については確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の解消及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和26年３月31日に都市計画決定され、平成９年８月11日に都市計画変更され、平成10年２月19日に名称変更した都市計画と、交差点形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の解消等を図る必要があると認められる。

また、現道沿線で進められている三次駅前周辺整備事業と連携して本件事業を行うことにより、都市機能の強化が図れるなどの効果が認められる。

なお、三次市から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県三次市役所